

## 富山市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）による都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 都市再生特別措置法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。

- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
  - (3) 富山市内に事務所を有し、富山市が策定する「富山市中心市街地地区都市再生整備計画」の区域で活動を行っていること。
  - (4) 法第119条の規定による推進法人の業務の全部又は一部を適正かつ確実にを行うために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。
  - (5) 関係行政機関や活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができることと認められること。
- 2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、当該申請者にその旨を通知するとともに、法第118条第2項の規定により公示するものとする。

(名称等の変更)

第4条 推進法人は、法第118条第3項の規定による変更の届出を行う場合は、都市再生推進法人指定事項変更届出書（様式第2号）により行うものとし、市長は、当該届出があったときは、法第118条第4項の規定により公示するものとする。

(事業の報告)

- 第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書を市長に提出するものとする。
- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表を市長に提出するものとする。
  - 3 市長は、法第121条第1項の規定により、業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

(改善命令)

第6条 市長は、法第121条第2項の規定により、業務を適正かつ確

実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第7条 市長は、法第121条第3項の規定により、前条の規定による命令に違反したときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、法第121条第4項の規定により公示するものとする。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により聴聞を行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月17日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

都市再生推進法人指定申請書

平成 年 月 日

（あて先）富山市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

印

（事務所の所在地

）

都市再生特別措置法第118条第1項の規定による都市再生整備推進法人の指定を受けたいので、下記の書類を添付のうえ申請します。

記

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 事務所の所在地及び組織図、事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 都市再生特別措置法第119条に規定する業務に関する計画書
- (10) その他、都市再生推進法人の業務に関し参考となる書類

様式第2号（第4条関係）

都市再生推進法人指定事項変更届出書

平成 年 月 日

（あて先）富山市長

法人の住所

法人の名称

代表者氏名

印

都市再生特別措置法第118条第3項の規定により届け出ます。

指定を受けた年月日	
変更年月日	
変更事項	変更の内容
<input type="checkbox"/> 法人の名称	(変更前)
<input type="checkbox"/> 法人の住所	
<input type="checkbox"/> 事務所の所在地	(変更後)

備考

- 1 該当する変更事項の□にレ印を付してください。
- 2 都市再生推進法人指定書の写し及び変更が分かる書類を添付してください。

# 都市再生推進法人指定通知書

都 第 号  
平成 年 月 日

(あて先)

様

富山市長 森 雅 志

平成 年 月 日付けで申請のありました都市再生推進法人の指定については、審査の結果適正であるため、都市再生特別措置法第118条第1項の規定により都市再生推進法人として指定しましたので、通知します。

については、都市再生特別措置法を遵守し、地域の活性化のため適正かつ確実に業務を遂行してください。

推進法人の名称：

推進法人の住所：

事務所の所在地：